

捕獲に関する自治体の現状

都道府県に対して、一定の様式によるアンケートを配信して回答を得たものを集約した。このうち、市町村にまで拡大して情報収集されたものも含める。

アンケートの際に、農耕地・集落周辺、山岳地域、原野等、島嶼域等、市街地の5種類に分類して回答を求めたが、地理的条件から、農耕地から山岳地域までを明確に分類していない回答が含まれる。

1. 農耕地・集落地周辺における一般的な手法の実例

1-1 回答件数(括弧内は種別回答件数)

回答数：8都道県 14市町 41件

回答者：北海道、岩手、宮城（8市町村）、栃木・鹿沼市（4）、栃木・佐野市（4）、栃木・日光市（3）、東京都、山梨県、長野県、福井県（3）、兵庫（4）、兵庫・たつの市、兵庫・神戸市、兵庫・佐用市（2）、兵庫・三田市（2）、兵庫・宍粟市（2）、兵庫・洲本市（2）、兵庫・川西市（2）、兵庫・西脇市（2）、兵庫・猪名川町（2）、兵庫・淡路市（2）、兵庫・あわじ市、長崎県

1-2 回答の集約

（括弧内の数字は回答件数。その場合、種別に複数の回答を出している自治体で、課題の記述が重複する場合は一件とした。）

●技術的課題

（銃猟）

- ・ シカが捕獲適地に出没する時期や時間帯は様々であり、出没頻度の高い夜間に発砲できないことが問題。
- ・ 誘引に適した餌は地域で様々で、給餌誘引に時間がかかる。給餌の方法、シェルターの設置。
- ・ 発砲音に高まる警戒心を解くのに時間がかかる。シェルターの設置、給餌の方法、射撃の技術などに、細心の注意が必要。
- ・ 高度な射撃技術が必要。
- ・ 銃を扱える従事者が減っている。
- ・ 夏期における活動は暑さのため効果が上がらない。
- ・ 効果的な捕獲に必要な優秀な猟犬が少なくなった。この課題に対する取組みは、優秀な猟犬の確保・育成。

（ワナ猟）

- ・ 箱ワナ及びくくりワナの捕獲では、学習した個体等には限界がある。（2）
- ・ くくり罟のワイヤー径の制限により、かからない場合が多い。
- ・ 箱わなは大型であり設置や移動が大変。
- ・ 檻の数不足。これに対し、檻の製作に係る助成等、捕獲に係る助成制度を確立して欲しい。
- ・ ワナで捕獲した獲物の安全で確実な、止めさし技術が課題（2）

(技術の確立)

- ・ これまで生息しなかった動物に対する捕獲技術が確立されていない。(2)
- ・ 効果的な捕獲のために近隣の捕獲従事者の的確な連携協力が重要である(2)。
- ・ 長い経験がないと捕獲に至らない。
- ・ 野生のため想定外の行動・事態が発生し、その対応が難しい。
- ・ 普段、猟友会員と協議等をしていると、もっと効率的な方法を熟知しているように感じる。現場で活動を行っている者の声・意見をもっと参考にしていくべきであると強く感じる。この対応として、技術開発に平行して、現場の意見を参考に、方法を検討すべき。
- ・ 鳥獣保護法や銃刀法の規制により、銃やナイフの使用が制限されており即効性のある対応が困難。また、鳥獣保護区などの規制により箱わなを設置する場所が限られるため、出没した個体を捕獲することが困難。

(麻酔銃捕獲)

- ・ クマの出没の場合、学習放獣、殺処分ともに麻酔による不動化が必要であるが、野外で麻酔による不動化を安全に行うためには、作業手順に精通し、麻酔量の決定を目視で行える高度な技術が必要。

●体制上の課題

(狩猟者の高齢化と減少)

- ・ 地区猟友会員の高齢化、減少が課題。(24)
- ・ 猟友会員の数が減少している中、警察による銃の規制が厳しく更新が難しい。
- ・ 勤め人が多く、土日活動に限定される。
- ・ 高齢化、新規免許取得者の減少による駆除班員の質・量の低下。
- ・ 夏季における人・猟犬の体力消耗による活動意欲の低下。

(計画的な推進)

- ・ 捕獲に先立つ事前の調査と計画立案が極めて重要で、そのための体制が必要。
- ・ 効率的な捕獲方法の検討が必要。
- ・ 現在の狩猟者が蓄積した狩猟に関する専門技術(捕獲技術・猟犬の育成技術等)を継承し、新規体制に生かしていくシステム構築が必要。
- ・ 麻酔を取り扱える資格技術者の確保が必要。

(理解の促進)

- ・ 銃器による捕獲の安全確認などの安全対策。
- ・ 事故防止に向け、地元住民等への事前の周知。
- ・ 市内において銃器による一斉捕獲を実施しても鳥獣保護区、特定猟具使用禁止区域への逃げ込みにより効果が薄れる。
- ・ 捕獲実施は不可能ではないが、実際には各関係機関、住民、捕獲従事者との調整、各法的な対応に時間がかかり、実施に時間がかかる。

- ・ 農作物、環境被害から区域に隣接する地区住民からは区域指定への不満の声も聞く。
- ・ 人里周辺に住み着いた個体の捕獲について、周辺住民の安全面の配慮等の理由により捕獲活動がはかどらない。
- ・ 人里周辺に住み着いた個体の捕獲について、周辺住民の安全面の配慮等の理由により捕獲活動がはかどらない。

(埋設処理)

- ・ 殺処分後の個体の埋設場所がない、埋設の手間、衛生上の問題が課題。
- ・ 死体は、焼却処分が望まれているが、焼却施設の確保が困難。理由として、建設・運用費用と、建設場所の地元の同意が困難。
- ・ 処分方法は、埋設を主にしてきたが、大量の頭数を捕獲するため、埋設にも限度があり、高齢化に伴う埋設への労力も負担となっている。
- ・ 処分の場所が限られているので、処分場所や捕獲個体の回収等捕獲に専念できる体制を確立して欲しい。

(財源確保)

- ・ 捕獲に係る費用、捕獲後の処分に係る費用が莫大になってきている。(3)

●法制度に関する要望

(夜間発砲)

- ・ 十分な管理体制を確保した上で、場所や使用条件を限定した夜間や住宅地等での銃の使用を認めること(法第38条の条件付緩和)。(8)
- ・ 近年、ツキノワグマの人家周辺出没が増加しており(特に夜間)、住民の安全確保のために、人家周辺で銃器による捕獲を行わざるを得ない状況に対応する必要があることから、住民の安全確保のために人家周辺(夜間を含む)で行う銃器(麻醉銃を含む)による大型獣類の捕獲について適法化いただきたい。

(助成措置)

- ・ 特定鳥獣保護管理計画に基づいて地方公共団体が実施する個体数調整捕獲に対し、国の財政措置が必要であり、法律に明記することを要望。
- ・ 狩猟税の軽減又は減免措置、ハンター保険(わな免許限定ほか)等への助成措置又は低価格商品の設定。
- ・ 有害鳥獣捕獲した個人・団体に対して、1頭当たり交付金の金額を高くすると、捕獲頭数も増加し、鳥獣の被害が減少すると考えます。

(地域指定について)

- ・ イノシシに限り鳥獣保護区を開放して頂きたい。
- ・ わな特区の法制度化：有害捕獲許可を出す場合に、安全確保の観点から従事者の狩猟免許の所持を必須としている。有害捕獲を一層進めること、ならびに農業者が自己防衛のために有害捕獲をする必要性を考慮し、狩猟免許所持者を含むグループで

の捕獲の場合は、狩猟免許がないものでも、有害捕獲の一部（檻の設置や餌やりなど）行為を限定した捕獲が実施可能な法制度化。

- ・ 「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律」の鳥獣保護区、特別保護区の指定解除を弾力的にできるように改正願いたい。

（くくりワナ）

- ・ 12cm以下であってもクマがかかる可能性はゼロではない上、指先にかかった場合、その後の処理が非常に危険である（12cmの規制をしても同じことだ）。
- ・ 銃器を使ったイノシシ等の捕獲許可は、法人等にのみ可能であるが、個人に対しても許可ができるように要望したい。（くくり罠に大型の個体がかかった場合に、ヤリのみでは止めさしに危険が伴うため。）

（銃刀の規制緩和）

- ・ 有害鳥獣捕獲班への銃刀法の適用を緩和していただきたい。（例えば、5.5cm以上の両刃の槍の所持及び使用等）
- ・ 自己防衛で個人が自分の敷地内で檻を仕掛ける要件を緩和して欲しい。
- ・ 限定した場合における銃やナイフの使用ができるようになって欲しい。ハンターの育成と銃の規制緩和。鳥獣保護法の改正による銃や罠の使用の緩和化。
- ・ H21年に銃刀法が改正され、銃所持規制が強化されたことが、銃猟者の減少に拍車をかけている。有害鳥獣の個体数管理の観点からも、銃猟者（特に有害鳥獣捕獲従事者）について特例を設けるなどの規制緩和が必要。

（体制整備）

- ・ 狩猟者が年々減少する現状において、今後も保護管理上必要とされるシカ捕獲頭数を確保することに限界があることから、今後はより捕獲効率の高い捕獲技術（シカ大量捕獲わな、囲いわな遠隔監視・操作システム、シャープシューティング等）について、技術開発と、円滑な実施に向けた法体制の整備が必要。
- ・ 捕獲数の増加に伴い、捕獲個体の処分経費及び労力が捕獲従事者の大きな負担となり、捕獲に対する意欲低下に繋がっていることから、捕獲従事者の負担とならない処分体制の構築、シカ利活用の推進、及びそれに関する法体制（廃棄物処理法、食品衛生法）の整備が必要。
- ・ 現在の法律においては、自己の敷地内で捕獲を行う際にも、①狩猟免許、②損害保険、③捕獲許可が必要であると規定されており、特に、損害保険に関しては、民間の保険会社がハンター保険等の取り扱いから撤退しているため、結局猟友会に入ってもらわないと、捕獲活動を行ってもらえず、実現が難しい。現状の問題を解決するために適した法体系に改正してほしい。鳥獣対策として必要なのは、現場の声を重視し、被害者自らが自己防衛意識をもち、取り組むことだと思う。もっと、現場の意見を取り入れて検討するべき。
- ・ 捕獲従事者（猟友会員）の高齢化、銃刀法改正に伴う影響から、銃器による捕獲従事者数は激減するものと思われる。

1 - 3 アンケート回答

ニホンジカ

銃（巻き狩り）、くくりワナ、箱ワナが一般的である。地域的に捕獲技術の試行錯誤が始まっており、誘引物を置いて撃つシャープシューティング、自動開閉式の大型捕獲柵、ドロップネットなどの新たな捕獲技術の開発が始まっている。

（1）北海道

農耕地・集落周辺

情報提供：環境生活部環境局自然環境課

現場：北海道日高郡新ひだか町静内御園。北海道大学静内研究牧場。

方法：警戒心の強いシカ（捕獲効率を著しく低下させる。）を作らずに効率的に捕獲するため、餌場に誘き寄せたシカを逃がさず確実に銃器で捕獲する手法（シャープシューティング）を試行中。（試行のため、細部は都度修正を加えつつ実施している。）

①捕獲適地、適期の選定。

②餌付けによる捕獲場所への誘引。

③爆音器を使用して、射撃音への馴化。

④捕獲当日は、射手等はシカが出没する前に、シェルター等に入って待機。

⑤一度に全頭捕獲可能な頭数が出没している場合に限り、頭部又は頸部を正確に射撃し即倒させて捕獲。

許認可：捕獲場所、時間帯、誘引に適する餌など、事前に十分調査した上で計画して実施。当日は、射手に加えて、スポッター（観測手）、捕獲個体の回収担当者の配置。大学の研究者及び行政担当者等が中心となって試行を実施。

個体の処理：個体は、出来る限り、捕獲場所近くの解体処理場に搬入し有効活用。場合により、捕獲個体からは血液等各種試料を採取。

（2）岩手県

農耕地・集落周辺、山岳地域、原野等

情報提供：環境生活部自然保護課

現場：大船渡市、陸前高田市、住田町、釜石市及び遠野市。

捕獲実績：241 頭

方法：巻狩り。

許認可：県から 5 市町に捕獲業務の委託（集落周辺に住み着いた、「里ジカ」の捕獲、捕獲個体の年齢、栄養状態を把握するため調査用試料の採取）し、市町から地区猟友会へ委託。各市町にシカの捕獲許可権限が移譲されているので、各市町が許可を得て捕獲を実施する。捕獲は、地区猟友会員が従事。

個体の処理：県からのシカ捕獲委託業務の捕獲確認を受けるため、捕獲場所を所管する県の出先機関に、捕獲票とともに捕獲したシカの調査用試料（下あご、腎臓）を提出する。調査用試料は、岩手県環境保健研究センターへ送付し、解析を行っている。

(3) 宮城県

農耕地・集落周辺

情報提供：環境生活部自然保護課野生生物保護班

現場：牡鹿半島ニホンジカ保護管理計画対象地域：石巻市中嶋・中野・飯野・福地・針岡，石巻市桃生町太田・桃生町檜崎，石巻市水沼・真野

捕獲実績：18頭

方法：猟犬により追い出し、猟銃を使用して捕獲。

許認可：石巻市から宮城県猟友会石巻支部へ有害鳥獣捕獲依頼。猟友会は石巻市へ鳥獣捕獲許可申請。石巻市は有害鳥獣捕獲許可し、宮城県、関係警察署へ通知。行政委員会等から住民に周知。許可証の返納、捕獲報告は、猟友会から石巻市へ行われる。

個体の処理：申請及び許可は自家消費。石巻市において埋設地を確保しており、食用等で消費できないものは埋設処分。

(4) 栃木県鹿沼市

農耕地・集落地周辺 1

情報提供者：鹿沼市経済部林政課

現場：鹿沼市西大芦地区

捕獲実績：8頭

方法：銃器による捕獲

許認可：鹿沼市猟友会栗野支部への委託。鹿沼市長からの申請、および許可。捕獲の実施者は、猟友会栗野支部の会員18名。

個体の処理：許可については、自家消費または埋却・焼却として許可をしている。実際の処理については、捕獲者個人による自家消費・埋却・焼却処分を行っている。焼却については、市のクリーンセンターでも受け入れている。

農耕地・集落地周辺 2

情報提供者：鹿沼市経済部林政課

現場：鹿沼市上粕尾地区 及び 入粟野地区内

捕獲実績：13頭

方法：銃器による捕獲

許認可：栃木県猟友会栗野支部への委託。鹿沼市長からの申請、および許可。捕獲の実施者は、猟友会栗野支部の会員32名。

個体の処理：許可については、自家消費または埋却・焼却として許可をしている。実際の処理については、捕獲者個人による自家消費・埋却・焼却処分を行っている。焼却については、市のクリーンセンターでも受け入れている。

(5) 栃木県佐野市

農耕地・集落地周辺

情報提供者：佐野市産業文化部農山村振興課

現場：田沼地区、葛生地区、佐野地区の赤見地域

捕獲実績：162 頭（H22.11.14 現在）

方法：【箱わなによる捕獲】 出没・被害が発生している場所に設置し、エサで誘引して捕獲。

【くくりわなによる捕獲】 けもの道となっている場所に設置し、足をくくることにより捕獲。止めは上記のとおり。

許認可：佐野市長（農政課）へ許可し、従事者として猟友会会員が当たる。従事者は約 100 名で、最寄の被害地域で捕獲を実施する。

個人は、**【捕獲の申請】→【許可】→【捕獲の実施】**（但し、自己所有地又は管理地に限る）。

個体の処理：原則自家消費、埋却、焼却としている。焼却は市施設に搬入し処理する。

（6）栃木県日光市

農耕地・集落地周辺

情報提供者：日光市産業部農林課林政係

現場：日光市（今市・日光・藤原地域）

捕獲実績：79 頭（H22.9.30 現在）

方法：銃器による捕獲、箱罠による捕獲、大型囲い罠による捕獲

許認可：

（個体数調整事業）日光市特定鳥獣保護管理計画に基づき日光市が猟友会に依頼し実施。

（有害捕獲）被害地域代表者（自治会長等）が捕獲実施依頼を日光市に提出し、市が被害状況を調査後猟友会に依頼し実施。

個体の処理：焼却、埋設、自家消費。

（7）東京都

農耕地・集落周辺

情報提供：環境局自然環境部計画課

現場：八王子市、青梅市、あきる野市、日の出町、檜原村、奥多摩町

捕獲実績：330 頭（平成 21 年度）

方法：巻き狩り及びくくりわなにより実施。

許認可：各市町村が東京都に有害鳥獣捕獲許可を申請して実施。

個体の処理：基本的にはその場で埋設処分している。

（8）山梨県

農耕地・集落周辺

情報提供：森林環境部みどり自然課

現場：山梨県内全域（農地周辺及び森林内）

捕獲実績：1,751 頭（平成 21 年度実績）

方法：くくりわなによる捕獲又は犬を用いた巻狩りが中心

許認可：市町村が県（みどり自然課）に捕獲許可の申請を行ない、県が許可証を発行。

許可期間は最高 6 ヶ月。

個体の処理：従事者が解体して必要な部分を採取したのちは、基本的には埋設を行なっている。解体処理施設があるところでは、一部持ち込まれているものもある。また、埋設以外で焼却処分を行なう場合もある。

(9) 長野県

農耕地・集落周辺

情報提供：林務部森林づくり推進課野生鳥獣対策室

現場：長野県飯田市上久堅（かみひさかた）地区

捕獲実績：305 頭

方法：・平成 20 年度に、地域協議会により防護柵（H=1.9m、L=11.5km）を設置したところ、柵に沿ってニホンジカが移動することが分かり、柵沿いにくくりわなを設置して捕獲を実施。

・その結果、同地域における前年度の捕獲頭数 112 頭に対して、約 3 倍の 305 頭の捕獲を達成。

・一人あたりの捕獲頭数は 27.7 頭で、一日あたりの捕獲数は 1.34 頭（228 日間）。

許認可：・捕獲認可については、飯田市長からの個体数調整の申請を受け、県（下伊那地方事務所）が許可。

・捕獲の体制について、当該地域は昭和の合併以前の町村単位毎に郡猟友会支部があり、支部ごとに個体数調整を行なっている。

個体の処理：・捕獲者の自家消費又は埋設による。

(10) 福井県

農耕地・集落周辺

情報提供：福井県農林水産部 農林水産振興課

現場：福井県全域

捕獲実績：H21: 5,606 頭(狩猟含む)

方法：わな猟（大型の囲いわな・大型箱わな・ドロップネット）、銃猟 ※シカ大量捕獲用の囲いわな、ドロップネットは、環境省施行委任事業により開発中（H22）

許認可：福井県の有害捕獲体制については、市町が編成する有害捕獲隊員による捕獲。別添の福井県有害捕獲実施要綱を参照

（参考事例） 福井県若狭町では、各集落で 1 名以上が狩猟免許を取得（町が取得経費を補助）し、有害捕獲補助員として、町が編成する有害捕獲隊と連携した体制により、有害捕獲を実施。補助員は檻の設置や餌やりを実施。銃によるとめさしは有害捕獲隊が実施。埋設場所は、各集落で確保

個体の処理：銃、小刀により殺処分、有害捕獲による死体は、埋設（一部獣肉利用）

(11) 兵庫県

農耕地・集落周辺 1

情報提供：兵庫県農政環境部環境創造局自然環境課

現場：兵庫県全域

捕獲実績： 16,515 頭(12月末段階)

方法：

- ・銃器による巻き狩り
- ・箱わな、囲いわな、くくりわなによる捕獲
- ・シカ大量捕獲わなによる捕獲

許認可：被害者から市町へ被害申請→市町から猟友会に捕獲依頼→猟友会から市町へ捕獲許可申請→市町から県へ副申申請→県から猟友会に捕獲許可交付

個体の処理：

- ・ゴミ焼却施設、動物霊園等で焼却処分
- ・埋設処分
- ・自家消費（食用・猟犬のエサ）
- ・シカ肉・シカ皮として有効活用（年間 1,000 頭程度）

農耕地・集落周辺 2

情報提供：兵庫県鳥獣対策チーム

現場：西宮市内全域

捕獲実績：1 頭(11月30日現在)

方法：くくりわなによる捕獲

許認可：①被害発生地域の代表者から市長に対し、有害鳥獣の捕獲の要望がある。②被害発生地域の代表者等からの要望に基づき、必要に応じて現地調査を実施し、有害鳥獣捕獲依頼書により、兵庫県猟友会西宮支部に有害鳥獣の捕獲を依頼する。③依頼を受けた兵庫県猟友会西宮支部の捕獲班班長は、鳥獣捕獲許可申請書を作成し、市長に申請する。④申請を受けた市長は、鳥獣捕獲許可申請書に有害鳥獣捕獲依頼書及び調査書を添付して、阪神北県民局阪神農林振興事務所長に副申する。

個体の処理：捕獲個体の処理については、猟友会に一任している。

(12) 兵庫県たつの市

農耕地・集落周辺

情報提供：農林水産課

現場：たつの市一円

捕獲実績：329 頭

方法：猟銃・捕獲檻（ハコわな）

許認可：①自治会から市へ捕獲要望、②市が猟友会に捕獲を打診・相談、③猟友会より捕獲許可申請書を提出してもらい、④猟友会に捕獲許可をおろす。

個体の処理：猟友会に捕獲委託を行った個体については、猟友会において処理されている。但し、市道・民地等において、交通事故等により死亡した個体については、職員・収集委託業者により、市の所定の冷凍庫へ保管し、県内の死体処理業者において、焼却処分を行っている。

(13) 兵庫県宍粟市

農耕地・集落周辺

情報提供者：宍粟市産業部農業振興課

現場：兵庫県宍粟市一円（特定猟具使用禁止区域を除き、鳥獣保護区域は一部実施）

捕獲実績：881 頭

方法：銃器（猟友会と協議し、平成 22 年 10 月より、わな猟による捕獲を一部実施）

許認可：4 月～7 月の捕獲においては、県の保護管理計画に基づく捕獲を実施（①市より猟友会宍粟支部へ捕獲依頼、②猟友会宍粟支部（支部内 16 班）より市へ捕獲許可申請書の提出、③市より県へ捕獲許可に係る副申、④県より市へ許可証の交付、⑤市より猟友会宍粟支部各班長へ許可証の配布

8 月以降実施分においては、農会等からの農作物被害に対する捕獲要望に対し実施（①農会長等からの捕獲要望、②担当者による被害調査、③市より猟友会宍粟支部へ捕獲依頼、④猟友会宍粟支部（支部内 16 班）より市へ捕獲許可申請書の提出、⑤市より県へ捕獲許可に係る副申、⑥県より市へ許可証の交付、⑦市より猟友会宍粟支部各班長へ許可証の配布

個体の処理：埋設

(14) 兵庫県洲本市

農耕地・集落周辺

情報提供者：洲本市農林水産部農政課

現場：洲本市南部（柏原山系）

捕獲実績：159 頭

方法：グループで猟犬を使った猟。くくりわな。

許認可：集落からの要望を受け、被害調査実施後、猟友会事務局へ問い合わせ、紹介のあった会員へ依頼。

依頼を受けた会員が市へ許可申請を提出し、許可証発行。

同時に各関係機関へ許可証発行の連絡を通知。

個体の処理：埋没、猟犬の餌、自家消費。

(15) 兵庫県川西市

農耕地・集落周辺

情報提供者：川西市農林・労政課

現場：川西市東多田・国崎・黒川・笹部・山下

捕獲実績：32 頭

方法：箱ワナ及びくくりワナによる捕獲

許認可：①生産組合長等よりの「有害鳥獣駆除要望書」の市への提出

②市による被害状況等確認ための現地調査実施、駆除の必要性判断

③市から猟友会への有害鳥獣捕獲依頼後、捕獲許可申請書の提出

④市による有害捕獲許可証の交付

個体の処理：刺殺後、埋葬処理

(16) 兵庫県佐用町

農耕地・集落周辺

情報提供：佐用市農林振興課

現場：佐用町一円

実績頭数：777

方法：銃器、箱わな

許認可：1) 自治会等から被害報告、捕獲依頼 2) 担当者により被害確認 3) 町長から猟友会（班長）宛に有害鳥獣捕獲依頼 4) 猟友会（班長）から県民局長（町長）宛に捕獲許可申請 5) 県民局長（町長）から猟友会（班長）宛に捕獲許可

個体の処理：法第18条により埋葬、焼却、有効活用処分

(17) 兵庫県三田市

農耕地・集落周辺

情報提供者：三田市農業振興課

現場：三田市全域

捕獲実績：47

方法：猟友会銃猟捕獲班、2班（1班あたり17名 総員34名）で活動を行っている。

許認可：地元から被害報告を受け、被害状況の確認を行い、猟友会三田支部に対し、有害鳥獣捕獲依頼を行ったうえで、猟友会三田支部に対し有害鳥獣捕獲許可を行っている。イノシシ捕獲許可と同時にシカ捕獲許可を行っている。

個体の処理：猟友会に対し、捕獲許可要件として焼却または埋設により処理を行っている。

(18) 兵庫県西脇市

農耕地・集落周辺

情報提供者：西脇市産業振興課

現場：多可町一円

捕獲実績：30頭

方法：銃及び箱ワナによる捕獲

許認可：有害鳥獣の捕獲許可に基づく駆除活動駆除班長の指揮下による班編成による活動

個体の処理：捕獲班員により解体のうえ自家消費、もしくは山中に埋葬処理

(19) 兵庫県猪名川町

農耕地・集落周辺

情報提供者：猪名川町建設部農林商工課

現場：猪名川町内一円

捕獲実績：1頭

方法：

銃器による捕獲：兵庫県猟友会猪名川支部（銃器会員数15名）に依頼します。

わなによる捕獲：兵庫県猟友会猪名川支部（わな会員数9名）に依頼します。

許認可：農会内において農作物等の被害が発生した場合、農会代表者（農会長）又は地区代表者（自治会長）より、有害鳥獣捕獲依頼書が提出されると、兵庫県猟友会猪名川支部に捕獲依頼を行います、猟友会が銃器による捕獲活動を行う前に、捕獲活動の実施地区及び隣接地区に対して、捕獲活動の2週間前に捕獲活動期間・捕獲地区・捕獲対象鳥獣を記載した回覧を行い地域住民の安全を図っています。

個体の処理：埋設処理。

（20）兵庫県淡路市

農耕地・集落周辺

情報提供者：淡路市農林振興課

現場：市内山林

捕獲実績：155頭（4月～10月）

許認可：地元要望（市へ）→捕獲依頼（市から猟友会へ）→捕獲許可申請（猟友会から市へ）→捕獲許可（市から猟友会へ）

（21）兵庫県南あわじ市

農耕地・集落周辺

情報提供者：南あわじ市農林振興課

現場：市内山林

捕獲実績：275頭（4月～10月）

方法：猟銃による捕獲

許認可：地元要望（市へ）→捕獲依頼（市から猟友会へ）→捕獲許可申請（猟友会から市へ）→捕獲許可（市から猟友会へ）

個体の処理：自家消費および埋設

ニホンザル

箱ワナあるいは銃による捕獲が一般的である。

（1）栃木県佐野市

農耕地・集落地周辺

情報提供者：佐野市産業文化部農山村振興課

現場：田沼地区、葛生地区、佐野地区の赤見地域

捕獲実績：55頭（H22.11.14現在）

方法：

【箱わなによる捕獲】出沒・被害が発生している場所に設置し、エサで誘引して捕獲。

【くくりわなによる捕獲】けもの道となっている場所に設置し、足をくくることにより捕獲。止めは上記のとおり。

許認可：佐野市長（農政課）へ許可し、従事者として猟友会会員が当たる。従事者は約

100名で、最寄の被害地域で捕獲を実施する。

個人は、【捕獲の申請】→【許可】→【捕獲の実施】（但し、自己所有地又は管理地に限る）。

個体の処理：原則自家消費、埋却、焼却としている。焼却は市施設に搬入し処理する。

（2）栃木県日光市

農耕地・集落地周辺

情報提供者：日光市産業部農林課林政係

現場：日光市（今市・日光・藤原地域）

捕獲実績：143頭（H22.9.30現在）

方法：銃器による捕獲、箱罾による捕獲、大型囲い罾による捕獲

許認可：

（個体数調整事業）日光市特定鳥獣保護管理計画に基づき日光市が猟友会に依頼し実施。

（有害捕獲）被害地域代表者（自治会長等）が捕獲実施依頼を日光市に提出し、市が被害状況を調査後猟友会に依頼し実施。

個体の処理：焼却、埋設、自家消費。

（3）福井県

農耕地・集落地周辺

情報提供：福井県農林水産部 農林水産振興課

現場：福井県全域

捕獲実績：H21:474頭

方法：わな猟（大型の囲いわな・大型はこわな・ドロップネット）、銃猟

※シカ大量捕獲用の囲いわな、ドロップネットは、環境省施行委任事業により開発中（H22）

許認可：福井県の有害捕獲体制については、市町が編成する有害捕獲隊員による捕獲。別添の福井県有害捕獲実施要綱を参照

（参考事例）福井県若狭町では、各集落で1名以上が狩猟免許を取得（町が取得経費を補助）し、有害捕獲補助員として、町が編成する有害捕獲隊と連携した体制により、有害捕獲を実施。補助員は檻の設置や餌やりを実施。銃によるとめさしは有害捕獲隊が実施。埋設場所は、各集落で確保

個体の処理：銃、小刀により殺処分、有害捕獲による死体は、埋設（一部獣肉利用）

イノシシ

くくりワナ、箱ワナ、銃（巻き狩り）が一般的である。仕掛けは地域、狩猟者によって様々な工夫がされている。

（１）宮城県

農耕地・集落地周辺

情報提供：環境生活部自然保護課野生生物保護班

現場：宮城県イノシシ保護管理計画対象地域：白石市、角田市、蔵王町、大河原町、村田町、柴田町、川崎町、丸森町、仙台市、亶理町、山元町の3市8町。

捕獲実績：計 3市7町 641頭

方法：

○白石市（箱わな及びくくりわな）

○角田市（くくりわな、はこわなを使用し捕獲。（止めさしに限り銃器を使用））

○蔵王町（駆除隊へ依頼し、くくりわな、箱わなを設置し捕獲。）

○大河原町（個体数調整による捕獲依頼許可（4月～10月）箱わな（9基）及びくくりわな（3基）・設置，異動，撤収⇒5回で9基。延べ50人。・捕獲による止めさし等⇒6回。延べ45人。・2班体制2人ペアによる週2回の巡回。

○村田町（くくりわな，箱わな）

○川崎町（民家及び牛舎等の建築物付近については，イノシシが人工物に慣れていることから，箱わなを使用。エサはリンゴ，サツマイモ等数種類と米ぬか，酒（焼酎，日本酒）を混ぜたものを箱わな内に置き，その上を乾いた米ぬかで覆う。付近に人工物の無い箇所についてはくくりわなを使用。押しバネ式と跳ね上げ式の2種類を使用。銃器による捕獲も許可しているが基本的には行っていない。）

○丸森町（わなによる捕獲 197頭，銃器による巻き狩り捕獲 25頭）

○仙台市（農作物被害地域に箱わなを設置。エサは米ぬか，りんご等。現在，ふるさと雇用再生特別基金事業による業務委託により，イノシシ捕獲方法の検証を行い，捕獲者等に情報を提供している。）

○亶理町（くくりわな及び箱わな）

○山元町（くくりわな及び銃器（止めさし用）

許認可：

○白石市（1 近隣住民に自主防除を周知 2 鳥獣捕獲対の編成 3 捕獲許可申請 4 捕獲許可 5 県及び関係機関に捕獲許可を周知 6 捕獲体制完備 7 箱わな設置・くくりわな設置 8 設置状況を巡回 9 捕獲を確認 10 銃・ナイフで射殺 11 箱わな撤去 12 捕獲実績報告 13 県へ報告）

○角田市（①市より駆除隊に依頼 ②駆除隊からの申請 ③市からの許可 ④各関係機関への通知 ただし，駆除隊以外の猟免許を持つ個人に対しては捕獲地域は自己の管理する農地のみ）

○蔵王町（平成22年度からは，県イノシシ保護管理計画に基づき，平成23年3月15日まで一括の捕獲許可とした。イノシシ出没情報があり，捕獲できる可能性が高い場

合は、許可証の発行を待たずに捕獲が実施できる。)

○大河原町(個体数調整による捕獲許可:許可期間平成22年4月4日～10月31日)

○村田町(1 町から捕獲隊へ依頼 2 捕獲隊から町へ捕獲許可申請 3 町から捕獲隊へ捕獲許可通知 4 許可期間終了後捕獲隊から町へ許可証と腕章の返納及び捕獲実績報告書を提出)

○川崎町(保護管理計画に基づく個体数調整で長時間の捕獲許可をしている。農家から被害連絡があった場合、被害確認を行い、各地区を担当している捕獲隊員へ連絡し捕獲を実施する。)

○丸森町(1 保護管理事業に基づく捕獲依頼(町⇒有害鳥獣駆除隊) 2 鳥獣捕獲等許可申請(有害鳥獣駆除隊⇒町) 3 2を受けて許可(町⇒丸森町有害鳥獣駆除隊) 4 関係機関への周知)

○仙台市(県イノシシ保護管理計画に基づき、県猟友会の各支部の協力を得ながら実施。捕獲許認可の流れは以下のとおり。①農作物被害を受けた農家が市農作物有害鳥獣対策協議会に被害報告。→②市農作物有害鳥獣対策協議会(事務局=市)が県地方振興事務所に認められた有害鳥獣捕獲隊員に有害鳥獣捕獲依頼。→③県猟友会各支部が推薦した捕獲隊員が、当該被害地域に存する区役所・総合支所に有害鳥獣捕獲申請(捕獲許可申請に係る捕獲実施者(捕獲隊員)及び捕獲従事者数は2名以上)。→④申請受付担当課職員が有害鳥獣捕獲申請に係る被害現地調査を実施。→⑤担当する各区・各総合支所が捕獲許可証を交付。)

○亘理町(1 町から鳥獣被害の対策協議会に捕獲の依頼 2 鳥獣被害対策協議会から有害鳥獣駆除隊に捕獲を依頼 3 有害鳥獣駆除隊から町に捕獲を申請 4 町から有害鳥獣駆除隊に捕獲を許可)

○山元町(1 町農作物有害鳥獣対策協議会から県猟友会亘理支部へ捕獲依頼 2 捕獲許可 3 関係機関へ通知 4 県へ実績報告)

個体の処理：

○白石市：箱わなで捕獲→銃で射殺→個体の解体→自家消費→埋葬。

○角田市：埋葬及び自己消費。

○蔵王町：自家消費・焼却・埋葬。

○大河原町：埋設及び自家消費。

○村田町：埋葬，自家消費。

○川崎町：有害鳥獣捕獲隊で自家消費。

○丸森町：1. 焼却及び埋設、2. 自家消費、3. 許可施設での適正処理(食品衛生法等に基づく施設での処理)。

○仙台市：捕獲後捕獲実施者または従事者が担当区役所・総合支所に連絡→担当区役所・総合支所職員立会いの下、捕獲実施者により銃器での止めさし。→止めさし後は焼却または資源活用→捕獲調書を申請した区役所・総合支所に提出し、許可証を返納。

○亘理町：駆除隊で自己処理し、残さについては焼却処分。

○山元町：1. 解体し焼却処分、2. 自家消費。

(2) 栃木県鹿沼市

農耕地・集落地周辺 1

情報提供者：鹿沼市経済部林政課

現場：鹿沼市西大芦地区

捕獲実績：0 頭

方法：銃器による捕獲

許認可：鹿沼市猟友会栗野支部への委託。鹿沼市長からの申請、および許可。捕獲の実施者は、猟友会栗野支部の会員 18 名。

個体の処理：許可については、自家消費または埋却・焼却として許可をしている。実際の処理については、捕獲者個人による自家消費・埋却・焼却処分を行っている。焼却については、市のクリーンセンターでも受け入れている。

農耕地・集落地周辺 2

情報提供者：鹿沼市経済部林政課

現場：鹿沼市上粕尾地区 及び 入栗野地区内

捕獲実績：1 頭

方法：銃器による捕獲

許認可：栃木県猟友会栗野支部への委託。鹿沼市長からの申請、および許可。捕獲の実施者は、猟友会栗野支部の会員 32 名。

個体の処理：許可については、自家消費または埋却・焼却として許可をしている。実際の処理については、捕獲者個人による自家消費・埋却・焼却処分を行っている。焼却については、市のクリーンセンターでも受け入れている。

(3) 栃木県佐野市

農耕地・集落地周辺

情報提供者：佐野市産業文化部農山村振興課

現場：田沼地区、葛生地区、佐野地区の赤見地域

捕獲実績：1,117 頭 (H22.11.14 現在)

方法：

【箱わなによる捕獲】 出没・被害が発生している場所に設置し、エサで誘引して捕獲。大型イノシシについては銃、小型イノシシについてはヤリ等で止める。

【くくりわなによる捕獲】 けもの道となっている場所に設置し、足をくくることにより捕獲。止めは上記のとおり。

許認可：佐野市長（農政課）へ許可し、従事者として猟友会会員が当たる。従事者は約 100 名で、最寄の被害地域で捕獲を実施する。

個人は、【捕獲の申請】→【許可】→【捕獲の実施】（但し、自己所有地又は管理地に限る）。

個体の処理：原則自家消費、埋却、焼却としている。焼却は市施設に搬入し処理する。

(4) 栃木県日光市

農耕地・集落地周辺

情報提供者：日光市産業部農林課林政係

現場：日光市（今市・日光・藤原地域）

捕獲実績：66頭（H22.9.30現在）

方法：銃器による捕獲、箱罾による捕獲、大型囲い罾による捕獲

許認可：

（個体数調整事業）日光市特定鳥獣保護管理計画に基づき日光市が猟友会に依頼し実施。

（有害捕獲）被害地域代表者（自治会長等）が捕獲実施依頼を日光市に提出し、市が被害状況を調査後猟友会に依頼し実施。

個体の処理：焼却、埋設、自家消費。

(5) 福井県

農耕地・集落地周辺

情報提供：福井県農林水産部 農林水産振興課

現場：福井県全域

捕獲実績：H21:7,789頭(狩猟含む)

方法：わな猟（大型の囲いわな・大型はこわな・ドロップネット）、銃猟

※シカ大量捕獲用の囲いわな、ドロップネットは、環境省施行委任事業により開発中（H22）

許認可：福井県の有害捕獲体制については、市町が編成する有害捕獲隊員による捕獲。別添の福井県有害捕獲実施要綱を参照

（参考事例）福井県若狭町では、各集落で1名以上が狩猟免許を取得（町が取得経費を補助）し、有害捕獲補助員として、町が編成する有害捕獲隊と連携した体制により、有害捕獲を実施。補助員は檻の設置や餌やりを実施。銃によるとめさしは有害捕獲隊が実施。埋設場所は、各集落で確保

個体の処理：銃、小刀により殺処分、有害捕獲による死体は、埋設（一部獣肉利用）

(6) 兵庫県

農耕地・集落地周辺

情報提供：兵庫県鳥獣対策チーム

現場：西宮市全域

捕獲実績：70頭(11月30日現在)

方法：くくりわな・箱わなによる捕獲

許認可：①被害発生地域の代表者から市長に対し、有害鳥獣の捕獲の要望がある。

②被害発生地域の代表者等からの要望に基づき、必要に応じて現地調査を実施し、有害鳥獣捕獲依頼書により、兵庫県猟友会西宮支部に有害鳥獣の捕獲を依頼する。

③依頼を受けた兵庫県猟友会西宮支部の捕獲班班長は、鳥獣捕獲許可申請書を作成し、市長に申請する。④申請を受けた市長は、許可証を発行する。

個体の処理：捕獲個体の処理については、猟友会に一任している。

(7) 兵庫県神戸市

農耕地・集落周辺

情報提供者：神戸市農政計画課

現場：灘区、東灘区、中央区、兵庫区、その他。

捕獲実績：灘区 62 頭、東灘区：72 頭、中央区：32 頭、兵庫区：32 頭、

その他、合計 409 頭（平成 21 年度）

方法：鳥獣保護区を除く地域への箱わなの設置。

許認可：出没があると、各区へ連絡が入り、区から猟友会へ捕獲を依頼。捕獲許可は農政計画課から下りる。許可がおりてから猟友会により箱わなが設置される。

(8) 兵庫県佐用町

農耕地・集落周辺

情報提供者：佐用町農林振興課

現場：佐用町一円

捕獲実績：367

方法：銃器、箱わな

許認可：1) 自治会等から被害報告、捕獲依頼 2) 担当者により被害確認 3) 町長から猟友会（班長）宛に有害鳥獣捕獲依頼 4) 猟友会（班長）から県民局長（町長）宛に捕獲許可申請 5) 県民局長（町長）から猟友会（班長）宛に捕獲許可

個体の処理：法第 18 条により埋葬、焼却、有効活用処分

(9) 兵庫県穴栗市

農耕地・集落周辺

情報提供者：穴栗市産業部農業振興課

現場：兵庫県穴栗市一円（特定猟具使用禁止区域を除き、鳥獣保護区域は一部実施）

捕獲実績：130

方法：銃器（猟友会と協議し、平成 22 年 10 月より、わな猟による捕獲を一部実施）

許認可：農会等からの農作物被害に対する捕獲要望に対し実施（①農会長等からの捕獲要望、②担当者による被害調査、③市より猟友会穴栗支部へ捕獲依頼、④猟友会穴栗支部（支部内 16 班）より市へ捕獲許可申請書の提出、⑤市より県へ捕獲許可に係る副申、⑥県より市へ許可証の交付、⑤市より猟友会穴栗支部各班長へ許可証の配布

個体の処理：埋設

(10) 兵庫県洲本市

農耕地・集落周辺

情報提供者：洲本市農林水産部農政課

現場：洲本市全域

捕獲実績：119 頭

方法：箱わな、くくりわな、銃器（止めさし）

許認可：集落からの要望を受け、被害調査実施後、猟友会事務局へ問い合わせ、紹介の

あった会員へ依頼。

依頼を受けた会員が市へ許可申請を提出し、許可証発行。

同時に各関係機関へ許可証発行の連絡を通知。

個体の処理：埋没、猟犬の餌、自家消費。

方法：箱ワナ及びくくりワナによる捕獲

許認可：

生産組合長等よりの「有害鳥獣駆除要望書」の市への提出

市による被害状況等確認のための現地調査実施、駆除の必要性判断

市から猟友会への有害鳥獣捕獲依頼後、捕獲許可申請書の提出

④市による有害捕獲許可証の交付

個体の処理：刺殺後、埋葬処理

(11) 兵庫県三田市

農耕地・集落周辺

情報提供：農三田市業振興課

現場：三田市全域

捕獲実績：47

方法：猟友会銃猟捕獲班、2班（1班あたり17名 総員34名）で活動を行っている。
箱わなは、現在17基設置している。

許認可：地元から被害報告を受け、被害状況の確認を行い、猟友会三田支部に対し、有害鳥獣捕獲依頼を行ったうえで、猟友会三田支部に対し有害鳥獣捕獲許可を行っている。

個体の処理：猟友会に対し、捕獲許可要件として焼却または埋設により処理を行っている。

(12) 兵庫県川西市

農耕地・集落周辺

情報提供者：川西市農林・労政課

現場：川西市東多田・国崎・若宮・黒川・芋生・赤松・石道・西多田・東畦野・笹部・山下・一庫

捕獲実績：63

方法：箱ワナ及びくくりワナによる捕獲

許認可：①生産組合長等よりの「有害鳥獣駆除要望書」の市への提出

②市による被害状況等確認のための現地調査実施、駆除の必要性判断

③市から猟友会への有害鳥獣捕獲依頼後、捕獲許可申請書の提出

④市による有害捕獲許可証の交付

個体の処理：刺殺後、埋葬処理

捕獲技術上の課題：箱ワナ及びくくりワナによる捕獲では、捕獲効率及び学習した個体等には限界がある。この課題に対する取組みは、個々の猟友会員による箱ワナ設置の際の工夫。

(13) 兵庫県西脇市

農耕地・集落周辺

情報提供：西脇市農林振興課

現場：西脇市一円（多可町・西脇町）

捕獲実績：24頭

方法：及び箱ワナによる捕獲

許認可：有害鳥獣の捕獲許可に基づく駆除活動駆除班長の指揮下による班編成による活動

個体の処理：捕獲班員により解体のうえ自家消費

(14) 兵庫県猪名川町

農耕地・集落周辺

情報提供者：猪名川町建設部農林商工課

現場：猪名川町内一円

捕獲実績：6頭

方法：

銃器による捕獲：兵庫県猟友会猪名川支部（銃器会員数15名）に依頼します。

わなによる捕獲：兵庫県猟友会猪名川支部（わな会員数9名）に依頼します。

許認可：農会内において農作物等の被害が発生した場合、農会代表者（農会長）又は地区代表者（自治会長）より、有害鳥獣捕獲依頼書が提出されると、兵庫県猟友会猪名川支部に捕獲依頼を行います、猟友会が銃器による捕獲活動を行う前に、捕獲活動の実施地区及び隣接地区に対して、捕獲活動の2週間前に捕獲活動期間・捕獲地区・捕獲対象鳥獣を記載した回覧を行い地域住民の安全を図っています。

個体の処理：埋設処理。

(15) 兵庫県淡路市

農耕地・集落周辺

情報提供：淡路市産業振興部 農林振興課

現場：淡路市内

捕獲実績：1,087頭

方法：捕獲檻、わな

許認可：地元等からの被害報告 職員等による現地確認 市から猟友会へ捕獲依頼 猟友会から市へ許可申請書 許可証発行

猟友会と市で委託契約（単価契約）を締結している。

個体の処理：自家消費、埋設、民間の処分場へ搬入し処分委託

(16) 長崎県

農耕地・集落周辺

情報提供：農政課

現場：県下全域

捕獲実績：15,724（H21有害捕獲実績）

方法：銃猟、わな猟（止めさしのみ銃の場合を含む）

許認可：銃猟の場合、地域猟友会が推薦した者について市町が許可。自己農地等については、個人申請で市町が許可。

個体の処理：埋設、焼却、その他（食用等）

ツキノワグマ

農地への出没に対する捕獲について、ドラム缶式の箱ワナが通常は用いられる。

（1）兵庫県

農耕地・集落周辺

情報提供：兵庫県農政環境部環境創造局自然環境課

現場：兵庫県全域

捕獲実績：集計中

方法：ドラム缶檻による捕獲→麻酔による不動化→ツキノワグマ出没対応基準に基づき学習放獣または殺処分

許認可：被害者から市町へ被害申請→市町から猟友会に捕獲依頼→猟友会から市町へ捕獲許可申請→市町から県へ副申申請→県から猟友会に捕獲許可交付

個体の処理：学習放獣、殺処分個体は森林動物研究センターにおいて回収・分析

ハクビシン

基本的には小型の箱ワナが用いられている。

（1）栃木県佐野市

農耕地・集落地周辺

情報提供者：佐野市産業文化部農山村振興課

現場：田沼地区、葛生地区、佐野地区の赤見地域

捕獲実績：46頭（H22.11.14現在）

方法：

【箱わなによる捕獲】 出没・被害が発生している場所に設置し、エサで誘引して捕獲。

【くくりわなによる捕獲】 けもの道となっている場所に設置し、足をくくることにより捕獲。止めは上記のとおり。

許認可：佐野市長（農政課）へ許可し、従事者として猟友会会員が当たる。従事者は約100名で、最寄の被害地域で捕獲を実施する。

個人は、【捕獲の申請】→【許可】→【捕獲の実施】（但し、自己所有地又は管理地に限る）。捕獲の申請・許可を行った個人に対し、小型箱わなの貸し出しも行っている。

個体の処理：原則自家消費、埋却、焼却としている。焼却は市施設に搬入し処理する。